

## ○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(月)	いすみ市役所 大原庁舎	いすみ市大原7400-1	
2月3日(火)	御宿町役場	御宿町須賀1522	
2月4日(水)	勝浦市役所	勝浦市新官1343-1	
2月5日(木)	白子町役場	長生郡白子町関5074-2	
2月6日(金)	長柄町役場	長生郡長柄町桜谷712	
2月9日(月)	大多喜町役場 中庁舎保健センター	夷隅郡大多喜町大多喜93	
2月10日(火)	いすみ市 岬公民館	いすみ市岬町長者22	

## «対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 紹介所得または年金所得、若しくはその両方がある方

## «対象となるない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

## «入場整理券を当日配付します!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## «留意事項»

- 相談会場では、原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- お昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、茂原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。  
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室となりますのでご注意ください。  
【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室(茂原税務署)